



2026年2月25日

各位

会社名 株式会社フォーラムエンジニアリング
(コード：7088、東証プライム市場)
代表者名 代表取締役兼 佐藤 勉
社長執行役員
問合せ先 広報・IR部 千葉 宣行
上席執行役員
(電話：03-3560-5505)

**定款の一部変更、第三者割当による種類株式の発行、資本金及び資本準備金の額の減少、
株式併合並びに単元株式数の定め廃止に係る承認決議に関するお知らせ**

当社は、2026年1月26日付当社プレスリリース「定款の一部変更、第三者割当による種類株式の発行、資本金及び資本準備金の額の減少、株式併合並びに単元株式数の定め廃止に関する臨時株主総会開催のお知らせ」（以下「2026年1月26日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、本日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に、A種種類株式の新設に係る定款の一部変更（以下「本定款変更（A種種類株式発行）」といいます。）、第三者割当によるA種種類株式の発行、資本金及び資本準備金の額の減少、株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び株式併合に関連する定款の一部変更（以下「本定款変更（株式併合）」といいます。）に係る議案を付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社は、当社による自己株式の公開買付け（以下「本自社株公開買付け」といいます。）が成立することを条件として、当社株式の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施し、その後当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本自社株公開買付けが成立した旨を開示した日（2026年4月上旬頃を予定）から2026年5月12日までの間、整理銘柄に指定された後、2026年5月13日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

I. 第1号議案（定款一部変更（A種種類株式発行）の件）

当社は、以下の内容の本定款変更（A種種類株式発行）について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。当該変更の内容の詳細は、2026年1月26日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

なお、本定款変更（A種種類株式発行）は、本臨時株主総会において、下記「II. 第2号議案（第三者割当による募集株式の発行の件）」に記載のとおり、本第三者割当増資（下記「II. 第2号議案（第三者割当による募集株式の発行の件）」に定義します。）に係る議案が原案どおり承認可決されましたので、本日付で効力が発生しております。

- (1) A種種類株式の発行に備え、現行定款第6条（発行可能株式総数）について、普通株式の発行可能種類株式総数を減少するとともに、A種種類株式の発行可能種類株式総数の規定を新設するものです。
- (2) 現行定款第8条（単元株式数）にA種種類株式の単元株式数の規定を新設するとともに、新たに第17条の2を設け、種類株主総会に関する規定を新設するものです。
- (3) 新たに第2章の2としてA種種類株式の章を設け、種類株式の要項について規定するものです。



II. 第2号議案（第三者割当による募集株式の発行の件）

当社は、以下の内容の第三者割当によるA種種類株式の発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

なお、本第三者割当増資の内容の詳細は、2026年1月26日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

(1) 払込期日	2026年3月2日
(2) 発行新株式数	A種種類株式1株
(3) 発行価額	1株につき24,504,000,000円
(4) 調達資金の額	24,504,000,000円
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、全てのA種種類株式をKJ003株式会社に割り当てます。
(6) その他	A種種類株式の内容の詳細につきましては、2026年1月26日付当社プレスリリースの「III. 本定款変更（A種種類株式発行）について」の「(2) 本定款変更（A種種類株式発行）の内容」をご覧ください。

III. 第3号議案（資本金及び資本準備金の額の減少の件）

当社は、以下の内容の資本金及び資本準備金の額の減少について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

(1) 減少する資本金の額

本第三者割当増資により資本金の額が12,252,000,000円増加することを条件として、資本金の額を12,252,000,000円減少して、117,313,650円といたします。

(2) 減少する資本準備金の額

本第三者割当増資により資本準備金の額が12,252,000,000円増加することを条件として、資本準備金の額を12,252,000,000円減少して、129,618,650円といたします。

(3) 効力発生日

2026年3月2日

IV. 第4号議案（株式併合の件）

当社は、以下の内容の本株式併合について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の内容の詳細は、2026年1月26日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

(1) 併合する株式の種類

普通株式

(2) 併合比率

当社株式9,920,420株を1株に併合いたします。

(3) 減少する発行済株式総数

未定

(注) 当社は、2026年1月26日開催の取締役会において、株式併合の効力発生日の前日において、その時点で保有する自己株式を全て消却することを決議しております。消却する株式の総数が未定であるため、減少する発行済株式総数についても未定となります。

(4) 効力発生前における発行済株式総数

未定

(注) 上記「(3) 減少する発行済株式総数」に記載のとおり、消却する株式の総数が未定であるため、効力発生前における発行済株式総数についても未定となります。

(5) 効力発生後における発行済株式総数
4株

(6) 効力発生日における発行可能株式総数
16株

(7) 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる
金銭の額

(i) 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による
処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、KJ003株式会社（以下「他社株公開買付者」といいます。）以外の株主の皆様
の保有する当社株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数の処理の方法につきましては、その合計数（会社法第235
条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てら
れます。）に相当する数の株式（以下「端数相当株式」といいます。）を売却し、その売却によっ
て得られた代金を端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付します。

当該売却について、本株式併合が、他社株公開買付者が当社株式を非公開化することを目的とし
た取引（以下「本取引」といいます。）の一環として行われるものであり、かかる目的との関係では、
他社株公開買付者が端数相当株式の買受人となるのが整合的であることから、当社は、会社法第235
条第2項が準用する同法第234条第2項に基づき、裁判所の許可を得た上で、端数相当株式を他社
株公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、
株主の皆様が所有する当社株式の数に、他社株公開買付者による当社株式及び当社の新株予約権に
対する公開買付けにおける公開買付価格と同額である1,710円を乗じた金額に相当する金銭が交付
されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や計
算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあ
ります。

(ii) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称
KJ003株式会社（他社株公開買付者）

(iii) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者が売却に係る代金の支払いのための資金を確保
する方法及び当該方法の相当性

他社株公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得に係る資
金については、親会社であるKJ003 Group株式会社からの出資により賄うことを予定しているとの
ことです。

当社は、本取引の実行手続において、他社株公開買付者が、2025年11月11日に提出した公開買
付届出書及び2025年12月4日に提出した公開買付届出書の訂正届出書に添付された出資証明書及
び融資証明書を確認することによって、他社株公開買付者における資金確保の方法を確認してあり
ます。また、他社株公開買付者によれば、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当
する当社株式の売却代金の支払に支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また今後発生
する可能性も認識していないとのことです。したがって、当社は、本株式併合の結果生じる1株未
満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払のための資金を確保する方法については相
当であると考えております。

(iv) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、2026年6月上旬を目途に会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に
基づき、裁判所に対して、端数相当株式を他社株公開買付者に売却することについて許可を求める
申立てを行うことを予定しております。当社は、当該裁判所の許可を得て、2026年6月下旬から2026



年7月上旬を目途に当該当社株式を他社株公開買付者に売却し、その後、当該売却により得られた代金を株主の皆様へに交付するために必要な準備を行った上で、2026年8月下旬を目途に当該代金を株主の皆様に対して交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、端数相当株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主への交付が行われるものと判断しております。

V. 第5号議案（定款の一部変更（株式併合）の件）

当社は、以下の内容の本定款変更（株式併合）について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本定款変更（株式併合）の内容の詳細は、2026年1月26日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

なお、本定款変更（株式併合）は、本株式併合の効力発生日である2026年5月15日に効力が発生する予定です。

- (1) 本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は16株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数）を変更するものです。
- (2) 本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は4株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、当社株式の単元株式数に関する規定を廃止するため、定款第8条（単元株式数）及び第9条（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げ等を行うものです。
- (3) 本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株式は上場廃止となるとともに当社の株主は他社株公開買付者のみとなるため、定時株主総会における議決権に係る基準日を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第13条（定時株主総会の基準日）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものです。
- (4) 本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株式は上場廃止となるとともに当社の株主は他社株公開買付者のみとなるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第15条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものです。

VI. 株式併合の日程

(1)	本臨時株主総会開催日	2026年2月25日
(2)	整理銘柄指定日	本株式併合の効力発生の条件である本自社株公開買付けが成立した旨を開示した日（2026年4月上旬頃を予定）
(3)	当社株式の最終売買日	2026年5月12日（予定）
(4)	当社株式の上場廃止日	2026年5月13日（予定）
(5)	効力発生日	2026年5月15日（予定）

以上